

利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会
第 2 回会合 議事要旨（案）

1. 日時 平成 21 年 6 月 22 日（月）12：30～14：30
2. 場所 総務省 8 階 第 1 特別会議室
3. 出席者（敬称略）

○構成員

相田構成員、岡村構成員、木村構成員、清原構成員、桑子構成員、長田構成員、
藤原構成員、別所構成員、堀部構成員

（欠席：国領構成員、野原構成員、松本構成員）

○WG 主査

インターネット地図情報サービスWG 森主査

ライフログ活用サービスWG 上沼主査

違法音楽配信対策WG 菊池主査

○オブザーバー

国井内閣府個人情報保護推進室長

○総務省

桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
淵江事業政策課長、二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、

岡村消費者行政課課長補佐、大内消費者行政課課長補佐、

室橋消費者行政課課長補佐、村田消費者行政課課長補佐

4. 議事

（1）開会

（2）議題

（ア） インターネット地図情報サービスWG 報告書について

（イ） 違法音楽配信対策WG 報告書について

（ウ） 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正につい
て

（3）閉会

5. 議事要旨

（1）インターネット地図情報サービス WG 報告書について

資料 2 に基づき、インターネット地図情報サービスWG 森主査から説明がなされた後、
以下のやりとりがあった。

（岡村構成員） P 1 0 に「個人情報には該当しない」とあるが、ぼかしの入っていない
元データを事業者が保有している場合には、当該元データは個人情報に該当する。元デ
ータは別であり、あくまでぼかし処理をされた公開データの話だということがわかるよ
うな記述にすべき。P 1 1 には「道路周辺映像サービスを提供することのみで『個人情

報取扱事業者』となるものではない」との記述があるが、実際に道路周辺映像サービスを提供する事業者は、他のサービスとの兼ね合いでたいていが個人情報取扱事業者に該当するものと考えられる。「結論」と題した箇所でのように断言すると誤解を招くので、書きぶりをもっと誤解を与えないようなものに修正すべき。P 13・14の注に最近の判例の傾向が書かれているが、「宴のあと」事件で掲げられた4要件のうち、④の要件はすでに捨て去られているし、①の要件についても、最近の最高裁では認められない傾向にある。確定的な書き方は控えた方がよいのではないか。

(清原構成員) P 3以降国内の反応が紹介されているが、その中で地方議会の意見書が紹介されているのは非常に意義深いこと。各地方議会では様々な意見書が審議され、国に提出されているが、その内容が一般国民に紹介される機会はめったにない。地方議会の意見書があるから重い軽いということではないが、住民に近い立場の者がどういう考えを持っているかということが整理され、紹介されることは意義のあることだと思う。P 20の事前の情報提供について、地方自治体に対し通知されても、それを受けて地方自治体がどう対応すべきか、地方自治体では困惑する。民間の一企業が行っていることについて地方自治体がどのような対応をとりうるのかという点は課題として残るということは指摘させていただく。また、道路周辺映像サービスの持つ「相応の社会的意義」について、P 15に記載されているが、これはプライバシーの問題だけではなく、検討全般に係るものであると思われるので、もっと前半部分に移動するなど、全体に関するものだとわかるように修正した方がよい。

(堀部座長) 事前の情報提供を受けての自治体の対応として、どのようなものが考えられるのか。具体的なアイデアがあればご教示願いたい。

(清原構成員) たとえばテレビドラマや映画の撮影などであれば、住民への通知や警察による交通整理等の対応をとるが、今回はプライバシーの話。「この時間は撮影をするので映らないように注意してください」とは言えない。あくまで撮影主体たる事業者が第一義的な責任を負い、周知を行うことが求められる。地方議会や消費者窓口の関心が高いということから、地方自治体への事前の告知が盛り込まれたということで理解はできる。ただ、具体的な手法については、ホームページ上で告知するのか等、困惑している面がある。

(堀部座長) 東京都の審議会でも同様の話が出た。ホームページを見ない人への周知をどうするかという話。

(清原構成員) 2～3か月前からお知らせいただければ広報誌等の媒体で周知できるが、速報性が求められる場合にはホームページ程度しかない。地方自治体に過大な期待はしない方がよいと考える。

(長田構成員) 第一義的な責任を負うのは事業者だという点は同意。その上で、やはり住民としては告知を受けた自治体による周知も期待する。インターネットを利用しない人への対応も含めて、可能な限りの対応を自治体にはお願いしたい。

(清原構成員) ご指摘はごもっとも。住民の生活に影響の大きい話題なので、可能な限りの取組を進めたい。ただ一方で、地方自治体の業務は多岐に渡るため、どうしても優先

順位をつけざるをえない。その中で協力は惜しまないが、とにかく第一義的な責任の所在については強調していただきたいということ。

(木村構成員) 社会的合意がないままにサービスが突然始まってしまうことが問題だと思う。提供されるサービスにどのような活用方法があり、どのような価値を有するのかということをして社会に知らしめ、合意を形成するというステップが欠如している。今回提示されている防災活動への活用等を国民は知らない。サービスを止めろとは言わないが、「みんなで一緒にこのサービスを使っていこう」という姿勢を示すことが必要。

(藤原構成員) 自動的にぼかし処理を施して個人の顔を判別できないようになっているということだが、それが可能なのであれば、同様の技術で個人の全身を自動的に削除することも可能ではないのか。そのような議論はあったのか。

(森主査) 顔のみでなく上半身のある程度の部分もぼかされるが、基本的に顔さえ見なければ問題ないだろうという発想で議論が進められたところであり、そのような議論は行われなかった。

(藤原構成員) 子どもが写り込むことも考えると、同じ技術でできるのであれば、将来的には全身画像の扱いについて議論していくことも重要だと思う。

(森主査) 合理的な提案だと思う。

(2) 違法音楽配信対策WG報告書について

資料2に基づき、違法音楽配信対策WG菊池主査から説明がなされた後、以下のやりとりがあった。

(相田座長代理) P37という報告書の最後の部分に教育の必要性が記載されているが、この点をもっと前面に出すべき。著作権は頭で考えてわかるものではなく、一つの決めごととして教えるしかない。学生が罪の意識なく違法配信コンテンツに手を出しているということを前提に、教育の必要性をもっと大きく打ち出すべき。著作権に関するルールは各国で異なるため、留学生への教育は一つの課題。

(木村構成員) 青少年が違法配信コンテンツを利用する原因の一つとして、正規コンテンツの料金が安いということが考えられるが、正規コンテンツの金額の妥当性等について検討はなされたのか。

(菊池主査) 具体的な金額まで踏み込んだ議論は行っていない。権利者にとっては財産そのものである音楽が、違法に無料で利用される傾向が広まりすぎているという意識から議論したもの。

(木村構成員) 金銭面は青少年にとって大きなファクターだと思うので、今後の課題としていただければと思う。

(岡村構成員) 今回提案されているスキームでは、海外レーベルによる正規配信等は影響を受けないのか。

(菊池主査) かすかなミスはあるかもしれないが、ほぼ問題ない。

(岡村構成員) プラットフォームの競争を阻害するようなことになると、他の問題が生じてしまうので、そういうことのなきように留意願いたい。

(3) 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について資料2に基づき、事務局から説明の後、以下のやりとりがあった。

(岡村構成員) おおむね方向性には賛成だが、ガイドライン共通化の申し合わせの中に、必要に応じてQ&Aを作るということが盛り込まれていたと思う。ストリートビューのようなケースも今後発生すると思うので、Q&Aについても必要に応じて検討いただきたい。

(事務局) まずガイドライン自体とその逐条解説がそもそも相当詳細に作られているうえに、認定個人情報保護団体において事例集がまとめられている。Q&Aのような具体的な内容も、どこかの段階で盛り込まれるようにしたい。

(相田座長代理) 通信の秘密は個人情報よりも一段高い保護が要請されていると思う。そのような通信の秘密の保護に関する規定も存在する点が、他省庁のガイドラインとの違いだと思うので、いっそのことガイドラインの名前に「通信の秘密」という文言を入れてしまえばよいのではないか。そうはできない歴史的経緯等があるのか。

(事務局) 総務省のガイドラインは、電気通信事業法で保護されている通信の秘密に関する規定に、個人情報保護法がない時代から個人情報に関する規定を加えたものとなっており、もともと今の名称で通信の秘密も含んでいるという整理になっている。

(堀部座長) ガイドラインの名称もなるべく統一しようという方向性もある。

(4) その他

(森主査) 先程話にあった、道路周辺映像サービスに関する事前通知の件について、P20の提案の対象はあくまでサービス提供者であり、当該記載をもって地方自治体に何らかの対応を求める趣旨ではない旨補足させていただく。

- ・ 本日の意見を踏まえて提言案を修正の後、パブリック・コメントに付す予定。
- ・ 次回会合はパブリック・コメント終了後、7月末頃を予定。

以上